

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 14 日現在

機関番号：32410

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730107

研究課題名（和文） 米国知的財産訴訟における Amicus Curiae 制度に関する研究

研究課題名（英文） Amicus Curiae on US Intellectual Property Litigation

研究代表者

河井 理穂子 (KAWAI RIHOKO)

埼玉工業大学 人間社会学部 講師

研究者番号：10468548

研究成果の概要（和文）：米国連邦巡回区特別控訴裁判所(CAFC)開設以来から 2012 年に至るまでの特許裁判に提出された Amicus Curiae（裁判所の友、裁判の当事者以外の第三者が係争中の裁判に関して提出することができる意見書）について、その定量的、定性的分析を行い、特許裁判における Amicus Curiae の現状とその影響力について明らかにした。さらに、米国の Amicus Curiae 制度を日本に導入する際、現存するどのような制度と親和性があるのか、それらの問題点なども明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Analyzing patent cases with Amicus Curiae at the US Court of Appeals for the Federal Circuit (CAFC) quantitatively and qualitatively, what kind of Amicus Curiae are adopted by judges and how Amicus Curiae make influences on decisions are clarified. Also, taking account of adopting Amicus Curiae to Japanese judicial system, what should be discussed became clear.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：新領域法学

キーワード：米国知的財産訴訟，特許権，Amicus Curiae (Brief)，米国連邦巡回区特別控訴裁判所(CAFC)

1. 研究開始当初の背景

法律は、政府の政策を実施するためのひとつの手段であり、その解釈は政策実施に大きく関わる。

米国においては特にその傾向が強く、その法律の解釈を行っているのが連邦裁判所で

ある。議会は法律の通過を確保するために、しばしば法を意図的に漠然と不明確な状態にしておき、その解釈を裁判所に委ねる(大林文敏「裁判における立法機能と政策形成機能」『アメリカ法』pp1-25 (1983))。一般的に法律の立法段階において、議会在沈黙するかもしくは不作為

の部分が存在する場合は、裁判所が法創造的機能を持ち、その隙間を埋める解釈をする。その結果、裁判所の解釈が実質的な法律となり、社会のルールとなる。

このような司法判断が行われる場合においては、米国においては政策実施担当である連邦政府機関が、度々 Amicus Curiae という形で意見書を提出する。また、その裁判の判決に関して利害関係にある民間団体や会社等も度々 Amicus Curiae を提出する（伊藤正己「Amicus Curiae について - その実際と評価 -」三日月章編『裁判と法（菊井先生献呈論集（上））』pp129-154（有斐閣 1967））。この Amicus Curiae（裁判所の友）とは、英米法上認められてきた、当事者以外の第三者に事件の処理に有用な意見や資料を提出させ、裁判所の補助とせしめる意見書である。Amicus Curiae をどのように利用するかは裁判所の裁量に任されており、基本的には「裁判所が参考にする資料」という位置づけである。

近年の情報通信技術の急速な発展に伴う知的財産を取り巻く環境変化のスピードの速さなどを背景に、知的財産は産業の国際競争力の中心になっているといっても過言ではない。これまで、政府や民間団体、会社などは、Amicus Curiae のその効果について、「あやわくば」判決に反映してもらえんことを期待しながら、提出を行うことが多く、その効果について明確な影響力を意識はしてこなかった。しかし、特に知的財産訴訟においては、近年 Amicus Curiae は資料としての役割に留まらず、連邦政府機関の政策に関する意図や民間の意図を、法創造的機能を伴う司法判断に反映させ、より効果的な知的財産産業の発展を促す有効なひとつの手段であると考えられ始めている。知的財産政策を効果的に実施し、産業の国際競争力を高めるためには、政府や民間の声をこの法創造的機能を伴う司法判断に反映させる仕組みを持つことが重要であるという考えが、少なからず裁判官の中にも芽生えていることが推測される。

しかし、Amicus Curiae が判決にどの程度影響を与えているのか、学術的に統計的に明確にしている研究はなかった。例えば、1990年代の米国特許訴訟において、判決によって影響を受ける第三者が Amicus Curiae を提出することで積極的に法廷に意見を述べ、Amicus Curiae において公益的視点からの立法事実を主張している場合に判決に少なからず影響を与えていることを明らかにしている研究がある（廣瀬正幸「現代の米国特許訴訟における公正かつ公平な裁判のための第三者の役割」-amicus curiae と legislative facts-『企業法学』5号 pp292-302（商事法務 1996））。しかし、この研究は3件のケーススタディに過ぎず、1990年代の特許訴訟に限定されたものであり、21世紀

になってからの知的財産訴訟は様相を変えていると考えられる。また、米国の Amicus Curiae に関する研究は、最高裁判所における判決を対象にしたものばかりで、知的財産権特に特許訴訟だけに絞り、さらに連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)の判決だけに着目をしたものはなかった。

2. 研究の目的

知的財産政策を効果的に実施し、産業の国際競争力を高めるためには、政府や民間の声をこの法創造的機能を伴う司法判断に反映させる仕組みを持つことが重要である。現存の制度である Amicus Curiae がその役割をどの程度、どのように果たしているのかを明確にし、知的財産政策をより効果的に実施するためのさらなる制度設計の検討が必要である（課題1）。

そこで、本研究では、最近20年（1990年以降）の米国の特許訴訟において、どのような特徴を持った、連邦政府機関や民間などから Amicus Curiae が提出されているのか、その現状を定量的に分析し、そして裁判所の支持を得たのかを示すことを目的とした。また、代表的な判例を選択し、裁判官や Amicus Curiae 提出者への具体的なインタビューなどから、定性的に分析をし、Amicus Curiae がどの程度、どのように判決に反映されているかについて検討をする。これにより、課題1に対して、Amicus Curiae が現在果たしている役割とその限界を提示することができる。

さらに、日本政府も2005年より知的財産戦略本部を設け、継続的に知的財産戦略を推進している。以前から日本においても、法形成型訴訟として、裁判所が時として新たな法創造機能を果たすことが行われるようになってきたことが指摘されている（吉野正三郎「裁判による法形成と裁判官の役割」天野和夫編『裁判による法創造（現代社会における裁判の機能）』pp369-408（晃洋書房 1989））。このように、日本においても、法創造的機能を持つ司法判断を裁判所が任されている部分があるが、その司法判断に対して、政府の政策意図を反映してもらえよう政府から働きかけるフォーマルな手段や民間から働きかける仕組みは存在しない。しかし、近年は特に知的財産法分野において、その解釈を裁判所の法創造的機能に託すという方向性が示され始めている

（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h21_shiho_06/gijiyoshi.html 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第6回）議事録）。この方向性が、米国と同様に知的財産政策を効果的に実施し、産業の国際競争力を高めるための政策であると考えれば、日本の知的財産訴訟においても司法判断に対して、政府、民間などから意見を提出し、それらを反映させること

で、知的財産政策の効果の実施に資するような仕組みの検討が必要である(課題2)。そこで、日本の知的財産訴訟の過程に Amicus Curiae を導入できる可能性を、裁判制度や制定法・判例法の日米の違いなどから検討し、課題2に関してその問題点などを明らかにする。

3. 研究の方法

最近20年ほどの米国連邦巡回区特別控訴裁判所(CAFC)の特許裁判の裁判例を調査し、判決と提出された Amicus Curiae について整理した。CAFC は、全米の特許裁判の控訴審となっており、最高裁判所において審議される特許ケースの数は特許裁判の全体数からするととても少ないため、CAFC が最終審というケースがほとんどである。よって、米国の特許に関するケースの Amicus Curiae は、控訴審である CAFC で多く提出される。

具体的には、Lexis Nexis、Westlaw そして CAFC のホームページと図書館、さらに、ワシントン DC に所在する Washington National Records Center で、CAFC 開設以来(1983年)の特許裁判を全て洗い出し、その中で Amicus Curiae が提出されたものについて、整理をし、データベース化した。そして、Amicus Curiae 提出者の背景や意図を複数の視点で分析をする。どのような背景や意図を持った Amicus Curiae を提出した party を裁判所が支持する傾向にあるのかなどを、統計的手法を用いマクロ的な視点で明らかにした。また、ネットワーク分析の手法を用いて、Amicus Curiae を執筆した弁護士同士のネットワークを分析することにより、担当弁護士と Amicus Curiae、そしてその判決の関係を明らかにした。

さらに、特徴的な判例を選択し、具体的に当事者、Amicus Curiae 提出者、裁判官にインタビュー調査を行い、定性的に分析を行った。

最後に、日本の知的財産訴訟の過程に、Amicus Curiae を導入できる可能性を、裁判制度や制定法・判例法の日米の違いなどから検討し、その可能性と課題を明らかにした。

4. 研究成果

最近約20年の米国の連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)における特許判決を調査し、これにより、CAFC が開設された1982年から2012年3月までの特許裁判のうち、Amicus Curiae の提出があったケースに関するデータ(Amicus Curiae 全文も含めて)が相当な精度で集まった。特許裁判に特化した Amicus Curiae の体系的なデータベースは、他に例がなく、このデータベース自体も一つの成果であるといえる。具体的には、(1)当事者(2)事実の概要と対象となっている知的財産、(3)争点の要

約、(4)地裁・控訴裁・最高裁までの判決の要約、(5)Amicus Curiae がそれぞれどちらの当事者を支持したかに関するデータである。

CAFC の1982-2009年までの Amicus 付き判例は155件、Amici (Amicus Curiae を提出した人たちを指す)は、599の団体又は個人であった。また、Amicus Curiae 付き判例は、2000-2009年(10年間)で100件、1982-1999年(18年間)までが55件と、この10年での Amicus Curiae の急激な増加が明らかとなった。その中で en banc 判決(en banc とは、全員の裁判官が一同に会して行う大法廷のこと、通常は3人の裁判官で行う Panel)においては、約6割の判決について Amicus Curiae が提出されていた。さらに、2000年以降の2005-2009年の間で、全体の約36%にあたる Amicus Curiae が提出されていることから、約20年の歴史の中で、最近5年で全体の半数近くの Amicus Curiae が提出されていることが明らかとなり、この5年の Amicus Curiae の急増が見受けられる。この Amicus Curiae の急増は CAFC (が判例変更を試みる)が多くなっていることがひとつの大きな理由といえると考察される。

Amicus Curiae を提出した団体や政府機関は多岐に及ぶが、何度も提出している機関は決まってきたおり、主なものについては Bar Association (32%)、Industry Group (18%)、Public Interest Policy Group (17%)、Government (16%) Professors (9%) という内訳となっている。このように、Bar Association や Industry Group など、ある一定の団体の意見がまとめて集約されて Amicus Curiae として提出されていることが多い。また、政府機関がかなりの数の Amicus Curiae を提出していること、さらにそれらの機関は繰り返し何度も類似の issue に関する裁判に提出していることなどが明らかとなった。Amicus Curiae を提出した具体的な団体名企業名は、多い順に AIPLA (American Intellectual Property Law Association)、FCA (Federal Circuit Bar Association)、Bar Association of the District of Columbia、BIO (Biotechnology Industry Organization)、IPO (Intellectual Property Owner's Association) と Bar Association となり、続いて米国政府 (the United States) となる。民間企業では、トップ10内に Intel と Eli Lilly が入っている。Intel は IT 系の訴訟、Eli Lilly は医薬品系の訴訟に提出しており、近年のこれらの訴訟の増加が反映されている。

Amicus Curiae は、必ずその裁判所における代理人資格を持っている弁護士によって執筆されなければならない。Amicus Brief を提出した団体だけでなく、Amicus Curiae を執筆した弁護士についても注目し検討をし

た。ネットワーク分析の手法を用いて CAFC の特許裁判における Amicus Curiae 執筆弁護士を分析したところ、ある一定の弁護士がネットワークの中心に存在することが明らかとなり、Amicus Curiae を誰が（どの弁護士が）実際に執筆したかということも、Amicus Curiae が判決に及ぼす影響の一つである可能性があることが明らかとなった。

また、インタビュー等により、CAFC の元 Chief Judge Paul R. Michel は、Amicus Curiae をかなり重用視すると明言しており、さらに現 Chief Judge の Randall R. Rader は、Amicus Curiae の内容も重要であるが、提出されたそれらの数にも注目しているとしている。

さらに、Amicus Curiae の日本への導入についても検討を行った。現在 Amicus Curiae のような制度が日本にないため、まずは裁判所、民間、政府の三者が必要性を認識することが必要である。現在、当事者系審判の審決取消訴訟については、裁判所から、当事者ではないが特許庁長官に対して意見を求めること、また、裁判所の許可に基づき特許庁長官から意見を提出することが可能となっている（特許法 180 条の 2）。このしくみを応用することにより、まずは政策の実施者である政府からの Amicus Curiae については制度化出来る可能性があることが明らかとなった。民間団体や企業からの提出については、更なる検討が必要となる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計 2 件）

1. Rihoko Kawai and Rentaro Iida, The Legal Issue Network: Network Analysis of Patent-related Amicus Briefs at the Court of Appeals for the Federal Circuit, Forth Annual Political Networks Conference & Workshop, Ann Arbor, MI, USA 2011. 6.

2. 井上理穂子: “米国連邦特別巡回区控訴裁判所の特許判例における Amicus Curiae” 情報通信学会 第 5 回情報知財研究会. (20110303). 東京大学先端研知的財産権大部門丸の内分室

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河井 理穂子 (KAWAI RIHOKO)
埼玉工業大学・人間社会学部・講師
研究者番号：10468548

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者
なし